

改正

昭和40年 6 月 1 日 条例第34号

平成21年 7 月 7 日 条例第37号

平成29年 3 月24日 条例第32号

平成31年 3 月22日 条例第23号

旭川市教科書調査委員会条例

(設置)

第1条 本市に、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として、旭川市教科書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 調査委員会は、委員会の諮問に応じて、旭川市立小中学校において使用する教科書の採択について必要な事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 調査委員会は、小学校用教科書の採択に当たっては調査委員（以下「委員」という。）60人、中学校用教科書の採択に当たっては委員80人で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に掲げる人数で委員会が任命する。

(1) 小学校又は中学校の校長及び教員（教員については、学校長の推薦する者）

小学校用教科書の採択に当たつての委員 42人

中学校用教科書の採択に当たつての委員 59人

(2) 学識経験を有する者

小学校用教科書の採択に当たつての委員 12人

中学校用教科書の採択に当たつての委員 15人

(3) 委員会事務局の職員

小学校用教科書の採択に当たつての委員 6人

中学校用教科書の採択に当たつての委員 6人

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、調査審議させる教科の種目の数に応じ、同項に規定する委員の人数の範囲内で委員の人数を別に定めることができる。

(欠格条項)

第4条 教科書の採択に直接の利害を有する者で、次の各号に掲げる者は委員となることができない。

- (1) 発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- (3) 教科書及び教師用指導書の著作者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 教科書及び教師用指導書の著作者である団体の役員及びこれに準ずる者
- (5) 教科書の供給の事業を行う者及びその従業員
- (6) 前各号に定める者のほか、教育委員会規則で定める者
(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

(小委員会)

第6条 調査委員会に専門的事項を調査審議させるため、小委員会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、調査委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

文化財審議会委員	日額	800円
----------	----	------

」

を

「

文化財審議会委員	日額	800円
教科書選定委員会委員	日額	800円

」

に改める。

附 則（昭和40年6月1日条例第34号）

この条例は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。